

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」第5回会合
柳井座長及び北岡座長代理による記者ブリーフィング要旨

日時：平成25年12月17日(火) 19:05～19:25

場所：内閣総理大臣官邸記者会見室

1 冒頭発言

(柳井座長) 自分は現在国際海洋法裁判所の所長を務めており、裁判日程等との関係で安保法制懇に出席できないこともあったが、今回は日程の調整が付き出席した。本日は安保法制懇の第5回会合が開催された。総理、官房長官は会合全てに出席された。

冒頭、安倍総理から概要以下のとおりの御発言があった。一つは、軍事技術が急速に進歩し、また我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、本当に日本が個別的自衛権だけで国民の生存を守り、国家の存立を全うすることはできるのかという点。第二点目は、弾道ミサイルなどの脅威が国境を乗り越えて瞬時に我が国にやって来る時に、他国と共に守り合うという集団的自衛権が本当に必要ないのかという点。さらに、我が国は国連加盟以来、一貫して、国連への協力を安全保障政策の柱の一つとしてきたが、憲法前文で国際協調主義を掲げ、第98条で国際法遵守義務を掲げる日本が国連の集団安全保障の参加に消極的な姿勢をとることでよいのかという点。第四点目は、我が国が強みを発揮できる後方支援等についても我が国独自の考えに基づき抑制してきたところであり、PKOに派遣している要員数も世界で40-50位程度に過ぎないが、憲法前文で掲げる国際協調主義の下では、我が国は今まで以上に積極的に他国と共に国際秩序を支えるべきではないかという点につき総理から御発言があった。

(北岡座長代理) この後、兼原官房副長官補から、お配りした資料(「国連の集団安全保障措置、武力の行使との一体化、国連平和維持活動(PKO)等における武器使用」)に基づき、国会答弁や質問主意書答弁等によってこれまで示されてきた政府の見解、国連担当部局が作成したいわゆるキャプション・ドクトリンと呼ばれるPKOの原則と指針や我が国のいわゆるPKO参加5原則、PKOにおけるこれまでの武器使用権限の変遷につき説明があった。その後、あるべき新しい憲法解釈につき議論を行った。合意があるわけではないが、若干論点を紹介すれば、PKOへの参加、駆けつけ警護や妨害排除に際する武器使用はそもそも武力の行使に当たらず憲法上の制約はないと解釈すべきであるという点や、国連の集団安全保障措置への参加については我が国が当事者であ

る国際紛争を解決するための武力の行使ではなく、したがって9条1項で禁止されているものではないと解するべきであるという点、また、国連安保理決議等による集団安全保障への参加は国際社会における責務でもあり、憲法が国際協調主義を基本原則に掲げていることに鑑みても我が国として積極的に貢献すべきであるという点、さらに、2008年の報告書でも言及したとおり、武力行使の一体化というのは我が国特有の概念であって、事態が刻々と変わる活動の現場において一体化論を適用することは困難であり現実的なものではないという議論があった。武力行使の一体化論については、憲法上の制約を過度に厳しく考えたことから出てきた議論であり、憲法上の評価ではなく政策上の妥当性で考えていくべきではないかという議論が出た。さらに、PKO等におけるいわゆる駆けつけ警護や妨害排除のための武器の使用について、相手が国又は国準である場合には憲法で禁じられた武力の行使に当たるおそれがあるので認められないという点については、2008年の報告書でも指摘したとおり、少なくとも国連PKOの国際基準で認められた武器使用が国連憲章で禁止された武力の行使に当たると解釈している国はどこにもなく、自衛隊がPKOの一員として駆けつけ警護や妨害排除のために国際基準に従って行う武器使用は、憲法9条の禁じる武力の行使に当たらないと解すべきであるといった議論が出た。懇談会における認識の共有は更に深まっているが、今後の報告書の策定に向けてまだ詰めるべき論点はいくつかある。年明け以降も会合を開催して、詰めの議論を行っていく。

2. 質疑応答

(記者) 本日の懇談会において出た意見の説明があり、一致したわけではないということであったが、PKO等国連の集団安全保障に自衛隊が積極的に参加できるように解釈は見直すべきだという大枠では一致したということでしょうか。

(座長代理) 決は採っていないが自分はそういう印象を持っている。

(記者) 本日、官房長官が記者会見で政府としての検討作業は来年度以降になるという考えを示したが、いつまでに報告書を取りまとめる考えか。

(磯崎総理補佐官) 官房長官の会見は集団的自衛権については来年度以降の課題であるという発言であり、報告書がいつになるかということは決めておらず、今後色々な状況を見て判断していきたい。

(記者) 年内に報告書を纏められなかった理由いかん。

(補佐官) 検討事項が多岐にわたっているため、年が明けてからも公式、非公式会合を実施し、もう少し時間をかけて報告書をまとめていく。

(記者) 磯崎補佐官は「色々な状況を見て判断」と言われたが、色々な状況というのは連立を組む公明党が慎重な姿勢を示している等の政治状況を指しているのか。

(補佐官) 政治状況もあると思うが、この第2次懇談会も今年の2月に立ち上げて1年が経とうとしているし、これから報告書の詰めにかかるのでそろそろ大詰めを迎えていることは間違いないと思う。

(記者) 来年に向けてどういう議論を行っていくのか。

(座長代理) 論点は複数個所あるので特にこの辺ということはない。

(記者) 次回会合のテーマいかん。

(補佐官) テーマではなく、報告書のとりまとめを次回会合から開始していただく予定。

(記者) まだ何か所か論点が残っているとの発言が北岡座長代理からあったが、具体的な論点いかん。

(座長代理) 表現振り等色々ある。時間があれば色々といじりたくなるもの。明日締切だと言えれば決めるが、論点は色々ある。

(座長) 報告書であるので、最後は文章をどう書くのかということ具体的を決めなければいけないのでそれなりの時間がかかる。

(記者) 分野別に言うと個別的自衛権、集団的自衛権、集団安全保障、どの分野か。

(座長代理) 全ての分野につき論点がある。他方、強い反対があり、どうしてもまとまらないという雰囲気でもない。まとめることはできると考えている。

(記者) 次の会合の時期いかん。次回会合では報告書の叩き台が示されるのか。

(座長代理) 報告書を作るためには最初に叩き台を作り、各委員の意見を取りまとめるという作業が必要。そういう作業をこれから始めていくということで、しばらく時間をかけて叩き台を作るので、次回開催は少し先になるのではないか。

(補佐官) 日程はまだ決まっていない。

(記者) 少し先というのは来年度以降ということか。

(座長代理) 否。

(記者) どの位のイメージか。

(座長代理) 正月三が日にはないということ。

(補佐官) そんなに先のことを言っているのではなく、年明けの範囲で開くことになるということ。

(記者) 次の会合で原案とまでは言わなくとも論点整理のようなものは提示するのか。

(座長代理) 論点整理をして各委員の意見を聞くか、原案のようなものを作って意見を聞くかを含めて未定。

(記者) 締切があればすぐにでも報告書を出せるという話があったが、それは懇談会としていつでも報告書を出せるが政府側からのゴーサインを待っているということか。それとも懇談会はあくまでも独立しており、議論が尽くされれば報告書を出すということか。

(座長代理) 我々は学者なので時間があればいくらでも議論する。一人であつたらどこかで締切に合わせて論文を書くであろう。

(記者) P K O参加の5原則を見直すべきという議論はあったのか。

(座長代理) これは前から当然見直すべきだという意見であり、多くの人は国連のスタンダードが良いのではないかと思っているのではないか。

(座長) 自分はPKOの法案を書くところから関与していたが、5原則というのはこれまでの政府の憲法解釈の中でどういうことができるのかということと考えた原則。基本的には国連の伝統的なPKOの原則にのっとってはいる。他方、全て国連の基準通りかというところではなくて、日本の参加原則は国連の一般的な参加原則よりも制約が多い。したがって、憲法解釈が変わってくれば、当然その点は見直す必要がある。自分はカンボジアPKO等に関与したが、今までの憲法解釈に従って作った5原則では色々な問題が生じた。懇談会の中でもそう言った具体的事例を議論してきた。

(記者) 国連のスタンダードに合わせるべきという議論があったのか。

(座長代理) PKOは色々な変遷を遂げてきており、例えば少し前はダルフルにPKOを派遣することは考えにくかった。ダルフルではAU（アフリカ連合）とのハイブリッド型を実施しているし、ダルフルでは紛争当事者がすごく多いが、全ての当事者の同意を取り付けるのかということも国連の中であり、それは少し非常識だという議論になっている。しかしそれ以前の警戒的な自制心がいまだ日本の中には残っている。

(座長) 具体的に言えば、例えば国連の最も伝統的な古典的なPKOの場合でさえ、PKO任務が実力で妨害された場合はこれを排除するために小型の武器を使っても良いということになっているが、5原則上、今までの日本の基準ではそれはできないということになっている。色々な国がPKOに参加しているが、日本だけができないことが色々ある。例えば、他の国の部隊が攻撃されて助けを求めてきても日本は助けることができない。

(記者) 今行われている議論は、国際基準に合わせようという議論なのか、国際基準に近づけようという議論なのか。

(座長代理) 国際基準自体がかっちりしたものがあるわけではないので、国際基準に近づけようということなのではないか。

(記者) 5原則に関して今日の議論では変更しようということで認識が一致したのか。

(座長代理) これまでの原則は色々と不自然な点があるので当然変えるべきだ
というのは既に共有されているので、あまり議論していない。これはほぼ皆同
じ意見だと思う。

以 上